

音楽・美術・演劇の3部門に写真、書道や地域に根ざした伝統芸能などを加え、内容の充実に努める。

2 芸術鑑賞の機会の拡充

(1) 美術展

美術鑑賞機会の拡充を図るため、県立美術館における常設展・企画展の充実に努める。また、県立美術館収蔵作品及び県総合美術展覧会出品作品による巡回展を実施し、鑑賞機会の提供に努める。

(2) 舞台芸術公演

国との共催による移動芸術祭等の舞台芸術鑑賞機会の充実に努めるとともに、家庭劇場や県内文化団体の協力の下に行う舞台芸術公演など県独自の公演の拡充に努める。特に、子供、青少年に対する舞台芸術鑑賞機会の提供に努める。

3 文化活動推進体制の充実

(1) 文化行政組織

① 県の文化行政組織

県民の文化行政に対する多様な要求に対応するため、県における文化行政組織の充実に努める。

② 市町村の文化行政組織

文化行政専管課（係）の設置を図るなど、市町村における文化行政組織の整備充実を促進する。

(2) 文化振興基金

県民の自主的で創造的な文化活動を奨励し、更に活発にするため、(財)福島県文化振興基金の助成内容の検討並びに基金の充実とその活用を促進する。

(3) 文化活動指導者

芸術セミナーなど指導者養成事業を充実して、地域における文化活動指導者の養成・確保を図るとともに、文化活動指導者バンクの充実と活用を促進する。

(4) 文化団体

全県組織文化団体の組織の充実を図るとともに、文化団体の行う発表会・研修会などの芸術文化活動の奨励に努める。また、文化団体連合体が組織されていない町村の解消を図り、市町村における総合文化祭など芸術文化活動の奨励に努める。

(5) 文化情報の提供

県・市町村・文化施設・文化団体等がそれぞれもっている文化情報を収集・整理し、県民に